標準市議会委員会条例一部改正(令和6年2月8日第234回理事会)

新	IΒ
(委員長及び副委員長がともにないときの互	(委員長及び副委員長がともにないときの互
選)	選)
第十条 委員長及び副委員長がともにないときは、	第十条 委員長及び副委員長がともにないときは、
議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委	議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委
員長の互選を <u>行わせる</u> 。	員長の互選を <u>行なわせる</u> 。
2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員	2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員
長の職務を <u>行う</u> 。	長の職務を <u>行なう</u> 。
(委員長の職務代行)	(委員長の職務代行)
第十二条 委員長に事故があるとき又は委員長	第十二条 委員長に事故があるとき又は委員長
が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を	が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を
<u>行う</u> 。	<u>行なう</u> 。
2 委員長及び副委員長ともに事故があるとき	2 委員長及び副委員長ともに事故があるとき
は、年長の委員が委員長の職務を行う。	は、年長の委員が委員長の職務を <u>行なう</u> 。
(委員会の開会方法の特例)	(新設)
第十五条の二 委員長は、大規模な災害等の発生	(新設)
等又は重大な感染症のまん延により委員が委員	
会の開会場所に参集することが困難と認めるとき	
は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互	
に認識しながら通話をすることができる方法(以	
下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開	
くことができる。ただし、第二十条((秘密会))第	
<u>一項の秘密会は、この限りでない。</u>	
2 前項の規定により開く委員会において、オンライ	
ンによる方法で出席を希望する委員は、あらかじ	
<u>め委員長に届け出なければならない。</u>	
3 前項の規定による届出をして、委員会に出席す	
<u>る委員は、この条例の規定の適用については、当</u>	
<u>該委員会に出席しているものとみなす。</u>	
$ \frac{4}{2} $ オンラインによる方法での委員会の開会方法そ	
<u>の他必要な事項は、議長が別に定める。</u>	
【第十五条の二参考】(オンライン委員会の対象	(新設)
に育児等を加える場合の参考)	
(委員会の開会方法の特例)	(新設)
第十五条の二 委員長は、委員について、次に掲	(新設)
げる場合に該当すると認めるときは、映像と	
<u>音声の送受信により相手の状態を相互に認識</u>	

この条において「オンラインによる方法」という。)によつて、委員会を開会することができる。ただし、第二十条((秘密会))第一項の秘密会社、この限りでない。 一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 三 首児、介護その他のやむを待ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 ② 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 ③ 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 本 オンラインによる方法での委員会の開会方法をの他必要な事項は、議長が別に定める。 「秘密会) 第二十条(略) 至 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に該って決める。 (仏密会) 第二十条(略) ② 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に該って決める。 (出席説明の要求) 第二十一条(略)	しながら通話をすることができる方法(以下	
る。たたし、第二十条((秘密会))第一項の秘密会は、この限りでない。 一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 二 方鬼、介護その他のやむを得ない事由により委員会が開金される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 第一項の規定により職会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第二十条(略) 第二十条(略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発識については、討論を用いないで委員会に遊かつて決める。 (出席説明の要求) (出席説明の要求) 第二十条(略) 2 前項の規定により出席を求められた者がオンショインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。参考) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) 第二十二条(略) 第二十二条(略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	この条において「オンラインによる方法」とい	
会は、この限りでない。 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合に参しないます。 二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 (秘密会) 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法をの他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第二十条(略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発識については、討論を用いないで委員会に参加していては、討論を用いないで委員会に参加していては、討論を用いないで委員会に参加して決める。 (出席説明の要求) 第二十一条(略) 第二十一条(略) 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考) (秩序保持に関する措置) (秋序保持に関する措置) 第二十二条(略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	う。) によつて、委員会を開会することができ	
一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 百児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合とおり乗員会が開会される場合とおいて、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 イメラインによる方法での委員会の開会方法をの他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第二十条(略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、計論を用いないで委員会に協力で決める。 第二十条(略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、計論を用いないで委員会に協力で決める。 (出席説明の要求) 第二十一条(略) 第二十一条(略) 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) 第二十二条(略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと 2 委員が前項の規定による命令に従わないと 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	る。ただし、第二十条 ((秘密会)) 第一項の秘密	
○他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 三 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 全 前項の規定により要員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得な付ればならない。 3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第二十条 (略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に違って決める。 (出席説明の要求) 第二十条 (略) (出席説明の要求) 第二十一条 (略) (出席説明の要求) 第二十一条 (略) (新設) (出席説明の要求) 第二十一条 (略) (新設) (大学保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) (大学保持に関する措置) (大学保持に関する措置) 第二十二条 (略) 第三十二条 (略) (和) (和) (和) (和) (和) (和) (和) (和) (和) (和	会は、この限りでない。	
 ○ 事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 三 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 ② 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 ③ 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 4 オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第二十条(略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に注かって決める。 (出席説明の要求) 第二十一条(略) 第二十一条(略) 第二十一条(略) (新設) (株序保持に関する措置) 第二十二条(略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと 2 委員が前項の規定による命令に従わないと 	一 大規模な災害の発生、感染症のまん延そ	
所に参集することが困難である場合	の他の委員個人の責に帰することができな	
正 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 (秘密会) 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法をの他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第二十条(略) 第二十条(略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮詢して決める。 (出席説明の要求) 第二十一条(略) 第二十一条(略) 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) (株序保持に関する措置) 第二十二条(略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと 2 委員が前項の規定による命令に従わないと 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	い事由により委員会を招集しようとする場	
より委員会を招集しようとする場所に参集 することが困難である場合 2 前項の規定により委員会が開会される場合 において、オンラインによる方法で出席を希 望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得 なければならない。 3 第一項の規定により開会された委員会に、 オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会 に出席しているものとみなす。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法で の他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第二十条 (略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発 議については、討論を用いないで委員会に諮 つて決める。 (出席説明の要求) 第二十一条 (略) 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考) (秩序保持に関する措置) 第二十二条 (略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	所に参集することが困難である場合	
することが困難である場合 2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 (秘密会) 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法での他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第二十条(略) 第二十条(略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に拡力で決める。 (出席説明の要求) 第二十一条(略) 第二十一条(略) 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) 第二十二条(略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	二 育児、介護その他のやむを得ない事由に	
2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法でのを負金の開会方法での他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第二十条(略) 第二十条(略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に協力で決める。 (出席説明の要求) (出席説明の要求) 第二十条(略) 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) 第二十二条(略) 第二十二条(略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	より委員会を招集しようとする場所に参集	
において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法での委員会の開会方法での他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第二十条 (略) 第二十条 (略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に協力で決める。 協については、討論を用いないで委員会に協力で決める。 (出席説明の要求) 第二十一条 (略) 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考) (新設) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) 第二十二条 (略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	<u>することが困難である場合</u>	
望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法をの他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第二十条 (略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に協力で決める。 議については、討論を用いないで委員会に協力で決める。 (出席説明の要求) 第二十一条 (略) 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考) (新設) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) 第二十二条 (略) 第二十二条 (略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	2 前項の規定により委員会が開会される場合	
なければならない。 3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法での委員会の開会方法での他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) (秘密会) 第二十条 (略) 第二十条 (略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に協力で決める。 議については、討論を用いないで委員会にはかつて決める。 (出席説明の要求) 第二十一条 (略) 第二十一条 (略) 第二十一条 (略) (教育の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) 第二十二条 (略) 第二十二条 (略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	<u>において、オンラインによる方法で出席を希</u>	
3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法をの他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第二十条 (略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮立て決める。 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に協力ので決める。 (出席説明の要求) 第二十一条 (略) 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) 第二十二条 (略) 第二十二条 (略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得	
オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法をの他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) (秘密会) 第二十条 (略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に協力で決める。 議については、討論を用いないで委員会に協力で決める。 (出席説明の要求) (出席説明の要求) 第二十一条 (略) 第二十一条 (略) 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) 第二十二条 (略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	<u>なければならない。</u>	
の条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) (秘密会) 第二十条 (略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮査で決める。 議については、討論を用いないで委員会に協立で決める。 (出席説明の要求) (出席説明の要求) 第二十一条 (略) 第二十一条 (略) 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) 第二十二条 (略) 第二十二条 (略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	3 第一項の規定により開会された委員会に、	
に出席しているものとみなす。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法での他の要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第二十条 (略) 第二十条 (略) 第二十条 (略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮力で決める。 議については、討論を用いないで委員会に協力で決める。 (出席説明の要求) 第二十一条 (略) 第二十一条 (略) 第二十一条 (略) 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) 第二十二条 (略) 第二十二条 (略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	オンラインによる方法で出席する委員は、こ	
4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第二十条 (略) 第二十条 (略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に該力で決める。 議については、討論を用いないで委員会に協力で決める。 (出席説明の要求) (出席説明の要求) 第二十一条 (略) 第二十一条 (略) 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) 第二十二条 (略) 第二十二条 (略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	<u>の条例の規定の適用については、当該委員会</u>	
の他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第二十条 (略) 第二十条 (略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮力で決める。 議については、討論を用いないで委員会に協力つて決める。 (出席説明の要求) (出席説明の要求) 第二十一条 (略) 第二十一条 (略) 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) 第二十二条 (略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	<u>に出席しているものとみなす。</u>	
(秘密会) (秘密会) 第二十条 (略) 第二十条 (略) 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に設立て決める。 議については、討論を用いないで委員会にはかって決める。 (出席説明の要求) (出席説明の要求) 第二十一条 (略) 第二十一条 (略) 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) 第二十二条 (略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	4 オンラインによる方法での委員会の開会方法そ	
第二十条 (略)第二十条 (略)2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮力で決める。2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会にはかつて決める。(出席説明の要求)(出席説明の要求)第二十一条 (略)第二十一条 (略)2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考)(秩序保持に関する措置)(秩序保持に関する措置)(秩序保持に関する措置)第二十二条 (略)第二十二条 (略)2 委員が前項の規定による命令に従わないと2 委員が前項の規定による命令に従わないと	の他必要な事項は、議長が別に定める。	
2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮力で決める。 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会にはかつて決める。 (出席説明の要求) (出席説明の要求) 第二十一条(略) 第二十一条(略) 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考) (秩序保持に関する措置) (秩序保持に関する措置) 第二十二条(略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないと 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	(秘密会)	(秘密会)
議については、討論を用いないで委員会に諮 議については、討論を用いないで委員会には かつて決める。 (出席説明の要求) (出席説明の要求) 第二十一条 (略) 第二十一条 (略) (新設) (新設) (新設) (第二十条 (略)	第二十条 (略)
つて決める。かつて決める。(出席説明の要求)(出席説明の要求)第二十一条 (略)第二十一条 (略)2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考)(新設)(秩序保持に関する措置)(秩序保持に関する措置)第二十二条 (略)第二十二条 (略)2 委員が前項の規定による命令に従わないと2 委員が前項の規定による命令に従わないと	2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発	2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発
(出席説明の要求)(出席説明の要求)第二十一条 (略)第二十一条 (略)2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考)(新設)(秩序保持に関する措置)(秩序保持に関する措置)第二十二条 (略)第二十二条 (略)2 委員が前項の規定による命令に従わないと2 委員が前項の規定による命令に従わないと	議については、討論を用いないで委員会に <u>諮</u>	議については、討論を用いないで委員会に <u>は</u>
第二十一条 (略)第二十一条 (略)2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考)(秩序保持に関する措置)(秩序保持に関する措置)(秩序保持に関する措置)第二十二条 (略)第二十二条 (略)2 委員が前項の規定による命令に従わないと2 委員が前項の規定による命令に従わないと	<u>つて</u> 決める。	<u>かつて</u> 決める。
2前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考)(新設)(秩序保持に関する措置)(秩序保持に関する措置)第二十二条(略)第二十二条(略)2委員が前項の規定による命令に従わないと2	(出席説明の要求)	(出席説明の要求)
ンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考)(秩序保持に関する措置)(秩序保持に関する措置)(秩序保持に関する措置)第二十二条(略)第二十二条(略)2 委員が前項の規定による命令に従わないと2 委員が前項の規定による命令に従わないと	第二十一条 (略)	第二十一条 (略)
を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考)(秩序保持に関する措置)(秩序保持に関する措置)第二十二条(略)第二十二条(略)2 委員が前項の規定による命令に従わないと2 委員が前項の規定による命令に従わないと	2 前項の規定により出席を求められた者がオ	(新設)
らない。(参考)(秩序保持に関する措置)第二十二条 (略)第二十二条 (略)2 委員が前項の規定による命令に従わないと2 委員が前項の規定による命令に従わないと	<u>ンラインによる方法で説明するときは、議長</u>	
(秩序保持に関する措置)(秩序保持に関する措置)第二十二条 (略)第二十二条 (略)2 委員が前項の規定による命令に従わないと2 委員が前項の規定による命令に従わないと	<u>を経て、委員会にその旨を申し出なければな</u>	
第二十二条 (略)第二十二条 (略)2 委員が前項の規定による命令に従わないと2 委員が前項の規定による命令に従わないと	<u>らない。(参考)</u>	
2 委員が前項の規定による命令に従わないと 2 委員が前項の規定による命令に従わないと	(秩序保持に関する措置)	(秩序保持に関する措置)
さい 禾具目は VDの禾具人がぬわてまる数 しては 禾具目は VDの禾具人がぬてよっかニ	2 委員が前項の規定による命令に従わないと	2 委員が前項の規定による命令に従わないと
	きは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発	きは、委員長は、当日の委員会が <u>終る</u> まで発言
言を禁止し、又は退場させることができる。 を禁止し、又は退場させることができる。	言を禁止し、又は退場させることができる。	
3 (略)	3 (略)	3 (略)

(公聴会開催の手続)	(公聴会開催の手続)
第二十三条 (略)	第二十三条 (略)
2 議長は、前項の承認をしたときは、その日	2 議長は、前項の承認をしたときは、その日
時、場所及び意見を <u>聴こうと</u> する案件その他	時、場所及び意見を <u>きこうと</u> する案件その他
必要な事件を公示する。	必要な事件を公示する。
(意見を述べようとする者の申出)	(意見を述べようとする者の申出)
第二十四条 (略)	第二十四条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、前項の規定によ	(新設)
<u>る申出は、委員長が定めるところにより、委員</u>	
長が定める電子情報処理組織(委員会又は委	
員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を	
<u>含む。以下この項において同じ。) とその通知</u>	
の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通	
信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	
第二十八条において同じ。)を使用する方法に	
<u>より行うことができる。</u>	
(公述人の決定)	(公述人の決定)
第二十五条 公聴会において意見を <u>聴こうと</u> する	第二十五条 公聴会において意見を <u>聞こうと</u> する
利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」と	利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」と
いう。)は、 <u>前条の規定によりあらかじめ</u> 申し出た	いう。)は、 <u>あらかじめ文書で</u> 申し出た者及びその
者及びその他の者の中から、委員会において定	他の者の中から、委員会において定め、議長を経
め、議長を経て、本人にその旨を通知する。	て、本人にその旨を通知する。
2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に	2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に
対して、賛成者及び反対者があるときは、一方	対して、賛成者及び反対者があるときは、一方
に <u>偏らない</u> ように公述人を選ばなければなら	に <u>かたよらない</u> ように公述人を選ばなければ
ない。	ならない。
3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で	(新設)
意見を述べることができる。	
(公述人の発言)	(公述人の発言)
第二十六条 (略)	第二十六条 (略)
2 公述人の発言は、その意見を <u>聴こうと</u> する	2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする
案件の範囲を超えてはならない。	案件の範囲を超えてはならない。
3 (略)	3 (略)
(代理人又は <u>文書等</u> による意見の陳述)	(代理人又は <u>文書</u> による意見の陳述)
第二十八条 公述人は、代理人に意見を述べさ	第二十八条 公述人は、代理人に意見を述べさ
せ、又は <u>文書若しくは電子情報処理組織を使</u>	せ、又は <u>文書で</u> 意見を提示することができな
<u>用する方法により</u> 意見を提示することができ	い。ただし、委員会が特に許可した場合は、こ
ない。ただし、委員会が特に許可した場合は、	の限りでない。
この限りでない。	

Г	
(参考人)	(参考人)
第二十九条 (略)	第二十九条 (略)
2 前項の場合において、議長は、参考人にその	2 前項の場合において、議長は、参考人にその
日時、場所及び意見を <u>聴こうと</u> する案件その	日時、場所及び意見を <u>聞こうと</u> する案件その
他必要な事項を通知しなければならない。	他必要な事項を通知しなければならない。
3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で	(新設)
<u>意見を述べることができる。</u>	
4 参考人については、第二十六条((公述人の	3 参考人については、第二十六条((公述人の
発言))、第二十七条((委員と公述人の質疑))	発言))、第二十七条((委員と公述人の質疑))
及び第二十八条((代理人又は <u>文書等</u> による意	及び第二十八条((代理人又は <u>文書</u> による意見
見の陳述))の規定を準用する。	の陳述)) の規定を準用する。
(記録)	(記録)
第三十条 (略)	第三十条 (略)
(削る)	2 前項の記録は、電磁的記録によることがで
	きる。この場合における同項の署名又は押印
	については、法第123条第3項の規定を準
	<u>用する。</u>
2 前項の記録は、議長が保管する。	3 前2項の記録は、議長が保管する。
3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定に	(新設)
よる記録の作成は、議長が定めるところによ	
り、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、	
磁気的方式その他人の知覚によつては認識す	
ることができない方式で作られる記録であつ	
て、電子計算機による情報処理の用に供され	
るものをいう。) により行うことができる。こ	
<u>の場合において、同項の規定による署名又は</u>	
押印については、同項の規定にかかわらず、氏	
<u>名又は名称を明らかにする措置であつて議長</u>	
が定めるものをもつて代えることができる。	